

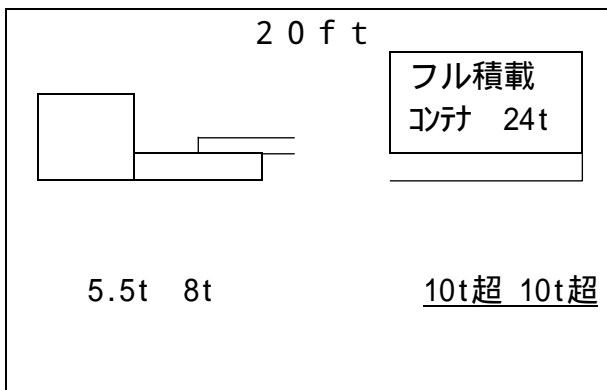
国土交通省 道路局 道路交通管理課

国土交通省 自動車交通局 技術安全部 技術企画課

ISO規格フル積載の国際海上コンテナに係る経過措置終了のお知らせ

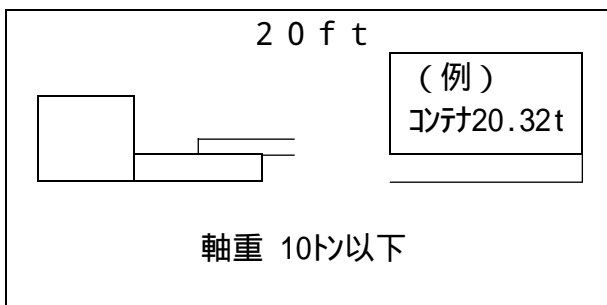
自動車検査証の備考欄に「基準緩和の認定の有効期間の満了する日は、平成20年3月31日とする。」と記載されているコンテナセミトレーラについては、平成20年4月以降、当該トレーラに積載できる最大積載量が、以下のように変わりますのでご注意ください。

平成10年4月～平成20年3月までの経過措置



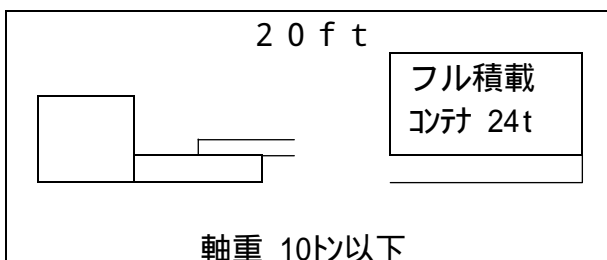
経過措置：長さ20フィートの国際海上コンテナをフル積載(24トン)しようとする現行タイプ2軸トレーラ(連結した状態における最遠軸距が11.5m以下のトレーラ)であって、平成10年3月31日までに初度登録を受け、かつ、安全上必要な改造を講じたものは平成20年3月31日まで基準の緩和を認めています。(以下、「改造2軸トレーラ」という。)

平成20年4月以降、改造2軸トレーラは「基準内最大積載量」となります。



経過措置によりフル積載を認めていた改造2軸トレーラの最大積載量は、平成20年4月以降、自動車検査証の最大積載量欄中、括弧外に記載されている「基準内最大積載量(例：20.32トン)」となります。特殊車両の通行許可ができるのも基準内の積載重量以下となります。

平成20年4月以降、フル積載が可能なトレーラは「3軸車」です。



20フィートの国際海上コンテナに24トンのフル積載をする場合には、「3軸トレーラ」が必要となります。(20フィート専用、20/40フィート兼用シャーシ)